

令和4年度新居浜市創造型研究開発支援事業 募集要項

○ 応募受付及び詳しい事業案内等

えひめ東予産業創造センター

〒792-0060 新居浜市大生院2151番地の10

TEL	0897-66-1111
FAX	0897-66-1112

本募集要項及び様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.ticc-ehime.or.jp/news/?p=3013>

[えひめ東予産業創造センターHP ⇒ News&Topics ⇒ 『ものづくりサポート』をクリック]

○ 受付期間

令和4年4月1日（金）～ 5月31日（火）

※ 受付期間内に、持参又は郵送により提出してください（期間内に必着）。

令和4年3月

えひめ東予産業創造センター

目 次

I 令和4年度新居浜市創造型研究開発支援事業 募集要項

	ページ
1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 補助対象者・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 補助対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4 補助対象経費、補助率、補助対象期間及び補助限度額	4
5 補助金交付の条件・・・・・・・・	4
6 補助の取り消し・・・・・・・・	5
7 応募方法・・・・・・・・	5
8 事業計画の採択方法・・・・・・・・	5
9 その他応募に係る注意事項	6
10 補助事業者の義務・・・・・・・・	7
11 補助事業実施に係る注意事項	7
12 補助事業の流れ・・・・・・・・	8
13 応募受付・問合せ先	8

II 事業計画書の記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・別紙

1 目的

新居浜市では、大学、高専及び公設試、産総研等（以下「大学・公設試等」という。）と連携・協力して独創的な研究開発（大学・公設試等との連携・協力内容は、共同研究、委託研究または技術指導等とする。）を実施する中小企業者に対して、必要な経費について補助することにより、地域の牽引役となる企業や新事業の創出を図り、市内産業の活性化に資することを目的として、「令和4年度新居浜市創造型研究開発支援事業」を実施します。

2 補助対象者

補助対象者は、次に掲げるものとします。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項並びに市長が認める商工業団体であって、市内に本社又は主たる事業所を有するものであること。
- (2) 大学・公設試等と連携・協力して実施する研究開発により、新技術や新製品の事業化、実用化の促進が見込める実施計画を有していること。

3 補助対象事業

大学・公設試等と連携・協力して実施する独創的な研究開発事業で次に掲げる分野の取り組みを対象とします。

- (1) 環境・エネルギー関連分野
- (2) 先端的部・素材関連分野
- (3) 医療・介護・ヘルスケア関連分野
- (4) 先端技術や基盤技術を活用したものづくり関連分野
- (5) 情報サービス・技術サービス関連分野

本事業の補助対象期間は最大2年度間（採択年度及び翌年度）ですが、1年度未満、また2年度以上の研究開発期間を要する研究開発も対象とします。すでに研究開発に着手中の案件も含みます。

ただし、2年度目の交付決定については、1年度目の実績報告等に基づき、決定します。

4 補助対象経費、補助率、補助対象期間及び補助限度額

新居浜市創造型研究開発支援事業 補助対象経費一覧

経費区分	補助対象経費	内 容
研究開発費	研究開発費	原材料費、消耗品費、機械装置・工具器具又は構築物の購入・製造・建造・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、外注費
	技術指導受入費	研究開発等に当たり、技術指導を受ける場合に要する経費
	産業財産権取得導入費	産業財産権（外国産業財産権を含む）の取得・導入に要する経費（特許庁（外国特許庁を含む）に納入する経費、訴訟に係る経費等は対象外）
直接人件費	直接人件費	研究開発等に直接従事する者の直接作業時間に対して支払われる人件費
	（注）直接人件費の総額は、全補助対象経費の1／2未満とする。	
委託費	大学・公設試等委託費	大学・公設試等との共同研究、委託研究等に関する経費及び研究開発等の一部を委託する経費
	その他委託費	大学・公設試等以外への委託する経費
	（注）委託費の総額は、全補助対象経費の2／3未満とする。	
事務雑費	事務費	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費、雑役務費
	旅費	技術指導を受ける場合等の専門家等旅費、従業者旅費
	その他の経費	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費
補助率	補助対象経費の2／3	
補助対象期間	交付決定日が属する年度を含め2年度間（年度ごとに実績報告と精算処理）	
補助限度額	2年度間で500万円	

（注）各経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めない。

5 補助金交付の条件

- （1）補助事業の期間中、また、補助事業完了後5年の間、遂行状況を報告すること。
- （2）補助事業の期間中、また、補助事業完了後5年の間に産業財産権の出願や取得、または、それらの譲渡等があった場合には届け出ること。
- （3）補助事業の成果により、収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付する必要がある場合がある。

6 補助の取り消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された補助金については、その返還を求めます。

- (1) 補助対象の要件を満たさなくなったとき
- (2) 交付決定内容やこれに付した条件、要綱等に違反したとき
- (3) 補助事業を実施しないときや中止し、実施する意思や見込みがない又は廃止したとき
- (4) 補助金の目的外使用が明らかになったとき

7 応募方法

- (1) 補助を希望される方は、「交付申請書」及び「暴力団排除に関する誓約書」を受付期間内に提出してください。各様式は、えひめ東予産業創造センターのホームページからダウンロードできます。
- (2) 事業計画書で使用する専門用語については、簡単な解説一覧を添えてください。
- (3) その他、不明な点につきましては、「13 応募受付・問合わせ先」までご連絡ください。

8 事業計画の採択方法

(1) 審査の方法

担当者による現地調査を行った後、専門家等で構成される審査会による審査を経て市長が決定します。

(2) 審査手順

①書類審査

②面接プレゼンテーション審査

- ・書類審査とともに事業計画を対象に面接審査を行います。
- ・応募者からのプレゼンテーションや事業計画のヒアリング等により審査します。

※ 書類審査、面接審査ともに、結果は申請者、面接者に文書でお知らせします。

採択となった場合は、補助金の交付に係る手続きに移ることとなります。

(3) 審査会での審査項目

以下の評価項目について、審査します。

評価項目		審査事項	満点
対象分野の適否		・新居浜市の指定する以下の 5 分野に該当するか (○、×で評価) (a)環境・エネルギー関連分野 (b)先端的部・素材関連分野 (c)医療・介護・ヘルスケアに関連分野 (d)先端技術や基盤技術を活用したものづくり関連分野 (e)情報サービス・技術サービス関連分野	()
大学・公設試等との連携・協力の有無		・大学・公設試等と連携・協力する計画を有し、事前協議を行っているか (○、×で評価)	()
1	研究開発の新規性・優位性	・研究開発の対象となる技術や商品等は新居浜市内における新規性・独創性を有するか。 ・当該技術等は、他社若しくは既存のものと差別化されており優位性を有するか。	20

2	研究開発の実現可能性・妥当性	・目標及び課題が明確で具体的なものであるか。 ・研究により克服する課題が明確で、具体的かつ実現可能な研究スケジュールが策定されているか。 ・学術的な研究に留まらず、技術の高度化や新商品開発等実用化に結び付くものか。 ・大学・公設試等との連携・協力について、十分な検討・協議（目的、課題、方法、研究スケジュール、予算等）がなされており、実施及び連携による効果が見込める内容であるか。	30
3	事業遂行体制	・事業遂行に必要な技術や知識を有する技術者が担当し、主体的に研究開発を進める体制が構築されているか。 ・研究開発を実施する施設・設備、支援体制等を含めた環境が整備されているか。 ・大学・公設試等との連携・協力を含む研究開発から事業化まで一貫したプロジェクト・マネジメントを的確に行うための管理体制が構築されているか。 ・財務状況は、研究開発等の遂行にあたり適切であるか。	20
4	事業化の可能性	・市場ニーズや市場規模を明確に捉えており、事業化を進めるうえで妥当であるか。 ・市場展開、市場獲得に向けて適切な戦略を持っており、事業として大きな成長が見込まれるか。 ・事業化に向けた研究開発のコンセプトやターゲットが明確か。 ・事業化へのアプローチが明確で実現可能なものか。	20
5	予算の妥当性	・補助事業経費内訳の内容は、研究開発等を遂行するために妥当なものであるか。 ・各経費の配分は合理的でバランスが取れたものか。	10
合 計			100

9 その他応募に係る注意事項

- (1) 応募された書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
- (2) 応募内容については、氏名、テーマ、概要など必要最小限度の範囲で公表することに同意したものとみなします。
- (3) 上記（2）以外の応募内容の詳細について、秘密は厳守されますが、特別なノウハウや技術等については、応募者自身の責任において、特許や実用新案の出願など法的措置を講じてください。
- (4) 面接審査への出席等を含め、応募にかかる一切の費用については、応募者自身の負担とさせていただきます。
- (5) 本補助事業は、競争的資金であるため、当該事業の実施計画書を提出されても、必ず採択されるものではありません。
- (6) 同一の事業内容かつ対象経費で、市が行っている他の補助金や助成金等と重複して当補助金を交付することはできません。

10 補助事業者の義務

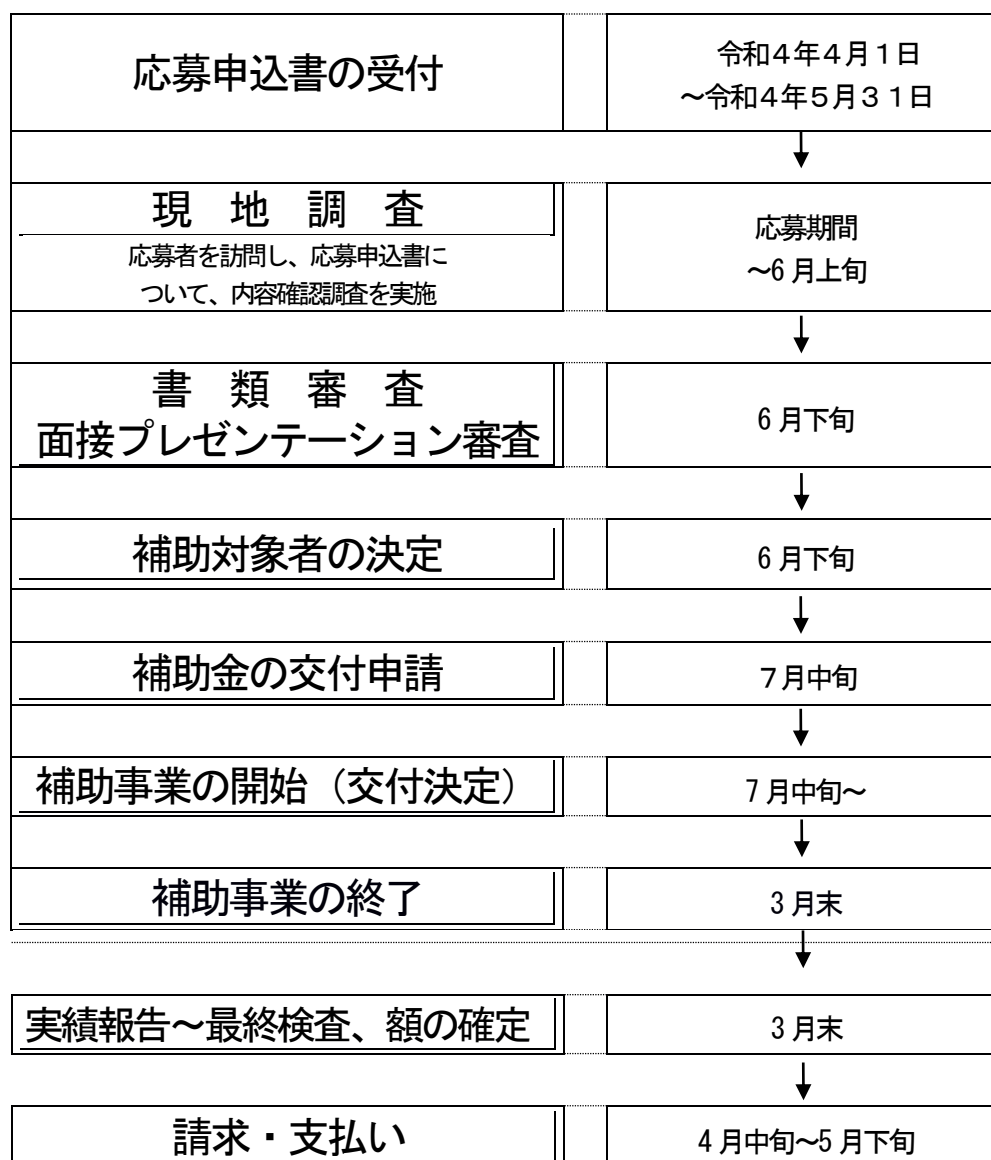
補助金の交付決定を受けた方は、次の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分（区分間で20%超）又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業の実施年度途中の遂行状況について、報告しなければなりません。
- (3) 補助事業を完了したときは20日以内に、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間、各年における補助事業成果の事業化状況を報告しなければなりません。
- (5) 補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助金交付要綱に従って適正に管理しなければなりません。
- (6) 財産処分制限期間中に、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、事前に承認を受けなければなりません。また、当該財産を処分したことによって収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならないときがあります。
- (7) 補助事業に係る経理については、その他の経費と区分して、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

11 補助事業実施に係る注意事項

- (1) 補助対象経費は、交付決定後に取得・支出する費用に限られます。（交付決定前の経費は補助対象となりません。）
- (2) 補助金は、補助事業終了後、経費の支払い実績を証拠書類等により確認した後に交付します。従って、事業実施にあたっては、補助金相当分の自己資金等を確保する必要があります。また、補助金は対象経費に所定の補助率（2/3）を乗じた額となるため、残額を自己負担分として支出する必要があります。
- (3) 経費の支払い実績が、証拠書類等により確認できない場合は、当該経費は補助対象外となります。
- (4) 補助事業の進捗状況の確認や確定検査のため、市等が実地検査を行うことがあります。
- (5) 現金手渡しでの支払いは補助対象として認められません。銀行振入、小切手、手形による支払いが対象となります。（小切手、手形による支払いは補助事業期間内に決済される必要があります。）
- (6) 補助事業者が、補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付取消、返還を求めます。
- (7) 補助事業終了後、市が実施する事業において、事業成果を発表していただく場合があります。

12 補助事業の流れ（令和4年度）



（※）上記の流れは、応募状況等により変更になる場合があります。

13 応募受付・問合わせ先

公益財団法人えひめ東予産業創造センター

〒792-0060 新居浜市大生院2151番地の10

TEL 0897-66-1111

FAX 0897-66-1112

Mail tech2@ticc-ehime.or.jp

様式のダウンロード <http://www.ticc-ehime.or.jp/news/?p=3013>